

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

ポートキー
36号3階
郵便番号: 049825
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

深セン外資系独資サービス型会社抹消登記の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される外資系独資会社とは、中国の「会社法」及びその他の関連法律法規に基づき、構成・設立され、一つ又は複数の外国会社又は個人に100%所有される有限責任会社を指します。有限責任会社は、外国投資者が中国大陸における投資・経営活動を行う最も多く利用される投資形態です。

概要

本見積書は、深センにおいて登録された、特別な免許・許可を有さない外資系独資サービス型会社(有限責任会社)の抹消登記のみに適用されます。

当事務所は、深センにおいて設立された外資系独資サービス型会社の抹消登記手続きを行う費用が17,000 人民元です。当該サービス費用は新聞公告、清算委員会(清算組)届出から、商務部門、工商局、税務局、外貨管理局、銀行等の全ての関係部門への抹消登記申請までを含んでいますが(本見積書 [Section 1.1](#) をご覧ください)、会社登記抹消用の監査報告を含んでいません。当該費用は本見積書 [Section 1](#) 及び添付表 1 をご覧ください。

深センにおいて設立された外資系独資サービス型有限責任会社の抹消登記を申請する際に、クライアント様は外商投資企業届出証明書、営業許可証、銀行口座開設許可証、定款等の設立証明書類一式を提供する必要があります。具体的には本見積書 [Section 3](#) をご覧ください。

一般的に、深センにおいて設立された外資系独資サービス型有限責任会社の抹消登記申請手続きを完了する時間は、約 6 ヶ月です。前述の所要時間は、抹消登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的には本見積書 [Section 4](#) をご覧ください。

深セン会社は免許・許可の抹消登記を別途申請する必要がある場合、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、抹消登記の所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

1. 抹消登記サービス費用

1.1 サービス範囲と費用

当事務所は深センにおいて設立された外資系独資サービス型有限責任会社の抹消登記申請手続きを行う費用が 17,000 人民元です。具体的には以下の通りです。

- (1) 抹消登記申請書類一式の準備
- (2) 清算委員会メンバー届出登記
- (3) 会社解散・清算の新聞公告、債権者への通知
- (4) 商務部門への会社繰上げ終了届出申請
- (5) 税務登記抹消
- (6) 人民元基本口座の抹消
- (7) 外貨登記抹消
- (8) 資本金口座の抹消
- (9) 工商営業許可証の抹消
- (10) 会社の社会保険口座の抹消
- (11) 会社の住宅積立金口座の抹消
- (12) 公安局への印鑑返却申請

深セン外資系独資サービス型有限会社の経營業務に特別な許可・免許の抹消登記が必要な場合、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

1.2 行政費用

上記のサービス費用には抹消登記手続きを行う過程における政府部門の行政費用が含まれていません。政府行政費用は約 1,000 人民元です。

1.3 公告費用

本見積書 Section 1.1 のサービス費用は新聞上で会社の解散・清算を公告する費用を含んでいません。当該公告費用は約 2,000 人民元です。

1.4 抹消登記用の監査費用

本見積書 Section 1.1 のサービス費用は、深セン外資系独資会社が税務登記抹消時に要求される可能性がある税務登記抹消検証報告、及び外貨登記抹消時に必要な清算監査報告を含んでいません。前述の税務登記抹消検証報告及び清算監査報告は、当事務所が代行できますが、当該費用は深セン会社の財務状況によって別途相談となります。

1.5 税務申告費用

深セン外資系独資会社は正式に税務登記を抹消する前に、規定に従って通常の税務申告を行う必要があります。抹消登記申請後の税務申告は当事務所が代行できますが、当該サービス費用は1ヶ月につき800人民元です。

上記各項費用のまとめは、添付表1の「深セン外資系独資サービス型会社抹消登記費用明細表」をご覧ください。

2. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、抹消登記サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPALでのお支払いを受け取ります。PAYPALで支払う場合には、別途5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

本見積書の費用は税抜きの金額です。中国大陸の発票(日本の領収書に相当)が必要な場合は、別途7.5%の税金を請求します。

3. 必要な書類

抹消登記申請手続きにクライアント様は設立証明書類一式と会社印鑑を提供することが必要です。具体的には以下の書類に限られません。

- (1) 営業許可証の正本及び副本
- (2) 批准証書の正本及び副本、又は届出証明書
- (3) 会社定款及び定款修正案のコピー
- (4) 外貨登記証憑(業務登記証憑)の原本
- (5) 銀行口座開設許可証、口座開設時に銀行が発給したパスワード及び印鑑カード(日本の印鑑証明書に相当)
- (6) 会社の全ての印鑑及び法定代表者印
- (7) 会社の全ての帳簿と例年の監査報告
- (8) 会社の例年の税務合算清算納付証明書

4. 抹消登記所要時間

一般的に、抹消登記手続きを完了する時間は、約 6 ヶ月です。前提は、深セン会社の債権債務の整理及び税務の清算納付、抹消登記手続きがタイムリー且つスムーズに完了することです。具体的には以下のリストをご覧ください。

手順	内容	対応者	時間(営業日)
前期準備			
1	書類の作成	啓源	1
2	書類の署名	お客様	お客様による
3	資料・証書の準備	お客様	お客様による
4	税務登記抹消検証報告	啓源又はお客様	啓源又はお客様による
抹消登記			
5	清算委員会メンバー届出登記	啓源	3
6	会社解散・清算の新聞公告	啓源	1
7	会社終了・解散届出の申請	啓源	3
8	国税局での税務登記抹消	啓源	税務局による
9	地方税務局での税務登記抹消	啓源	税務局による
10	外貨登記抹消	啓源	10-20
11	資本金口座の抹消	啓源	10-20
12	基本口座の抹消	啓源	10-20
13	工商登記抹消	啓源	3
14	会社印鑑の返却	啓源	1
合計			約 6 ヶ月

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

添付表 1 - 深セン外資系独資サービス型会社抹消登記費用明細表

順番	項目	金額 RMB
1	深セン外資系独資サービス型会社抹消登記費用(備考 1)	17,000
2	会社登記抹消用の政府行政費用(備考 2)	1,000
3	清算公告費用	2,000
4	6ヶ月分の税務申告費用(オプション)	4,800
5	抹消登記用の監査費用(オプション)	別途相談
	合計	24,800

備考:

1. 深セン外資系独資サービス型会社の経營業務に許可・免許の抹消登記を別途申請する必要がある場合には、費用は別途相談となります。
2. 当該政府規定費用及びその他の支出は予算金額です。政府規定費用及びその他の支出は発票に基づき実費を請求します。
3. 上記の明細表の第 4 項から第 5 項まではオプションのサービスです。クライアント様は自ら行えますが、当事務所に代行を依頼できます。
4. 上記の明細表の費用は税抜きの金額です。中国大陸の発票が必要な場合、別途 7.5%の税金を請求します。

参考資料:

1. 「香港会社設立パッケージ」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/34.html>
2. 「台湾会社設立サービス」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/285.html>
3. 「北京外資系独資会社の株主名称(氏名)変更の手続きと費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/326.html>